

令和6年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会

次 第

日 時 令和6年5月30日（木）
午後2時から午後4時まで
会 場 朝霞市役所別館5階 501会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長、副会長の選出について
- (2) 専門部会委員の指名について
- (3) 令和5年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和6年度の計画について
- (4) 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告及び第6次朝霞市障害者プラン等について
- (5) 令和6年度のスケジュールについて
- (6) その他

3 閉 会

朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿

令和6年5月30日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員主幹
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
ながつか さとる 長塚 覚	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
たかはし たくや 高橋 拓弥	ウェルビー朝霞台駅前センター長
かざおか としゆき 風岡 俊行	放課後等デイサービスまいまい統括責任者
保健又は医療関係者	
こばやし いুকこ 小林 郁子	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
すぎた まさおき 杉田 正興	すぎたこどもクリニック院長
きむら よしえ 木村 淑恵	あさか台メンタルクリニック所長
かどの しゅうじ 角野 修治	くろめがわ訪問看護ステーション管理者
教育又は雇用関係者	
おやざき じゅんじ 親崎 惇司	和光南特別支援学校進路指導主事
みやざき ひろし 宮崎 廣志	朝霞公共職業安定所求人・専門援助部門統括職業指導官
たかはし くにたろう 高橋 邦太郎	朝霞市商工会理事
すけがわ だいすけ 助川 大介	和光特別支援学校教諭
障害者団体の代表者	
なかむら まきこ 中村 真喜子	特定非営利活動法人朝霞市心身障害児・者を守る会会員
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会代表
なかた あきよ 中田 陽代	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長
学識経験を有する者	
いいむら ふみえ 飯村 史恵	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授
知識経験を有する者	
くりやま のぼる 栗山 昇	栗山司法書士事務所所長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）委員名簿（案）

令和6年5月30日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員主幹
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
かざおか としゆき 風岡 俊行	放課後等デイサービスまいまい統括責任者
保健又は医療関係者	
こばやし いくこ 小林 郁子	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
すぎた まさおき 杉田 正興	すぎたこどもクリニック院長
教育又は雇用関係者	
すけがわ だいすけ 助川 大介	和光特別支援学校教諭
障害者団体の代表者	
なかた あきよ 中田 陽代	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点部会）委員名簿（案）

令和6年5月30日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員主幹
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
教育又は雇用関係者	
おやぎき じゅんじ 親崎 惇司	和光南特別支援学校進路指導主事
たかはし くにたろう 高橋 邦太郎	朝霞市商工会理事
障害者団体の代表者	
なかむら まきこ 中村 眞喜子	特定非営利活動法人朝霞市中心身障害児・者を守る会会員

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（権利擁護部会）委員名簿（案）

令和6年5月30日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
障害福祉サービス事業者	
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
たかはし たくや 高橋 拓弥	ウエルビー朝霞台駅前センター長
教育又は雇用関係者	
おやざき じゅんじ 親崎 惇司	和光南特別支援学校進路指導主事
みやざき ひろし 宮崎 廣志	朝霞公共職業安定所求人・専門援助部門統括職業指導官
障害者団体の代表者	
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会代表
知識経験を有する者	
くりやま のぼる 栗山 昇	栗山司法書士事務所所長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（精神包括ケア部会）委員名簿（案）

令和6年5月30日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
障害福祉サービス事業者	
たかはし たくや 高橋 拓弥	ウエルビー朝霞台駅前センター長
かざおか としゆき 風岡 俊行	放課後等デイサービスまいまい統括責任者
保健又は医療関係者	
こばやし いくこ 小林 郁子	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
きむら よしえ 木村 淑恵	あさか台メンタルクリニック所長
かどの しゅうじ 角野 修治	くろめがわ訪問看護ステーション管理者
教育又は雇用関係者	
みやざき ひろし 宮崎 廣志	朝霞公共職業安定所求人・専門援助部門統括職業指導官
障害者団体の代表者	
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会代表

改正

平成26年3月31日条例第5号

平成28年3月28日条例第6号

朝霞市障害者自立支援協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者自立支援協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、朝霞市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
- (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
- (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 教育又は雇用関係者

- (5) 障害者団体の代表者
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 知識経験を有する者
 - (8) 障害者及びその家族
 - (9) 関係行政機関の職員
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を置くことができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とあるのは、「障害者自立支援法」とする。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱

平成25年7月31日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市障害者自立支援協議会条例第7条に規定する部会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会（以下「専門部会」という。）は、障害（児）者の権利擁護などに関して、抱えている問題又は困難事例に対する検討を行い、朝霞市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

(専門部会員)

第3条 専門部会の構成員（以下「部会員」という。）は、朝霞市障害者自立支援協議会条例（以下「条例」という。）条例第4条に掲げる者のうちから協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の任期とする。

2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

4 会議は公開とする。ただし、個人情報に関する事項を審議又は検討する場合は、会議を非公開とすることができる。

5 会議は、部会員の過半数の出席により、開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 部会員の参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

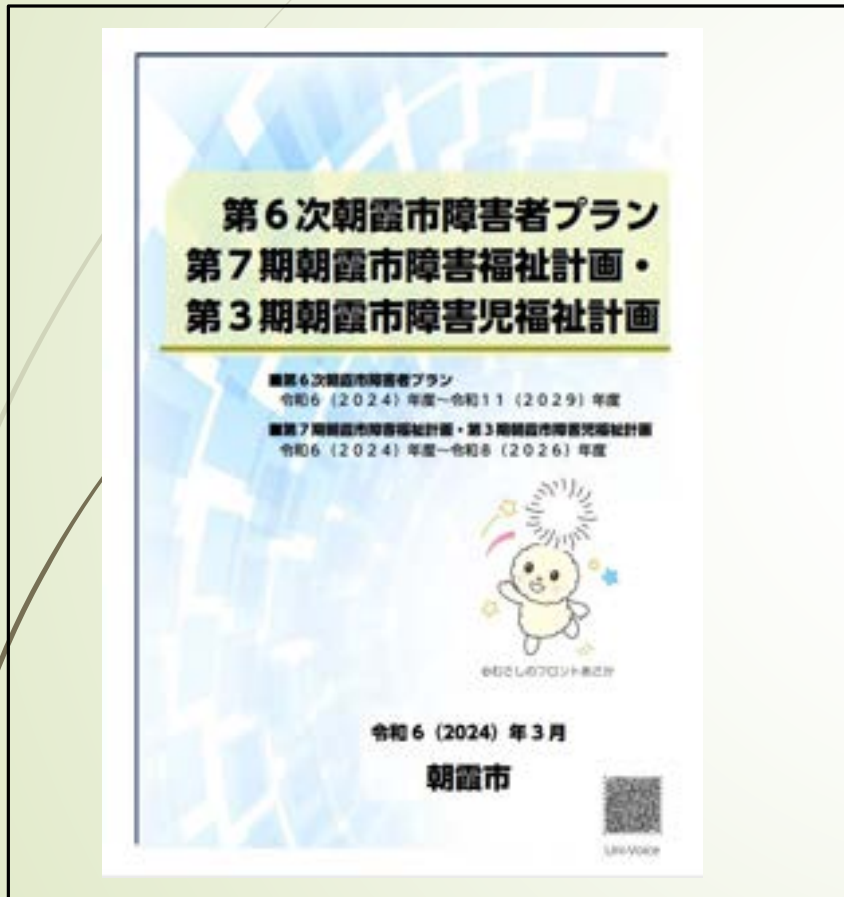
この要綱は、平成25年7月31日から施行する。

障害者自立支援協議会について

R6.4.1作成

朝霞市福祉部障害福祉課

1. 障害福祉施策の推進体制について



朝霞市の障害福祉施策は、障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づいて推進されています。

①障害者プラン（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）：障害者施策全般にわたる基本的事項を定めています。

②障害福祉計画（障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画）・障害児福祉計画（児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画）：障害福祉サービス（児も含む）の見込量を定めています。

2. 障害者プラン・障害福祉計画

1 基本理念

誰もお互いに尊重し合い
地域で共に生きる社会の実現

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。

2 基本目標

朝霞市障害者プラン

- 1 共生社会の実現を目指す
- 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する
- 3 就労を支援する
- 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する
- 5 安心・安全な暮らしをつくる

朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 発達障害者等に対する支援
- 7 相談支援体制の充実・強化のための取組
- 8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3. 障害者自立支援協議会について (1)

障害者総合支援法 (協議会の設置)

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

朝霞市障害者自立支援協議会条例 (所掌事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 - (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 - (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3. 障害者自立支援協議会について (2)

自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）より

<地域自立支援協議会の運営の視点>

障害者等の地域生活を支援するためには、共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが必要であり、その中核をなす地域自立支援協議会が重要となります。

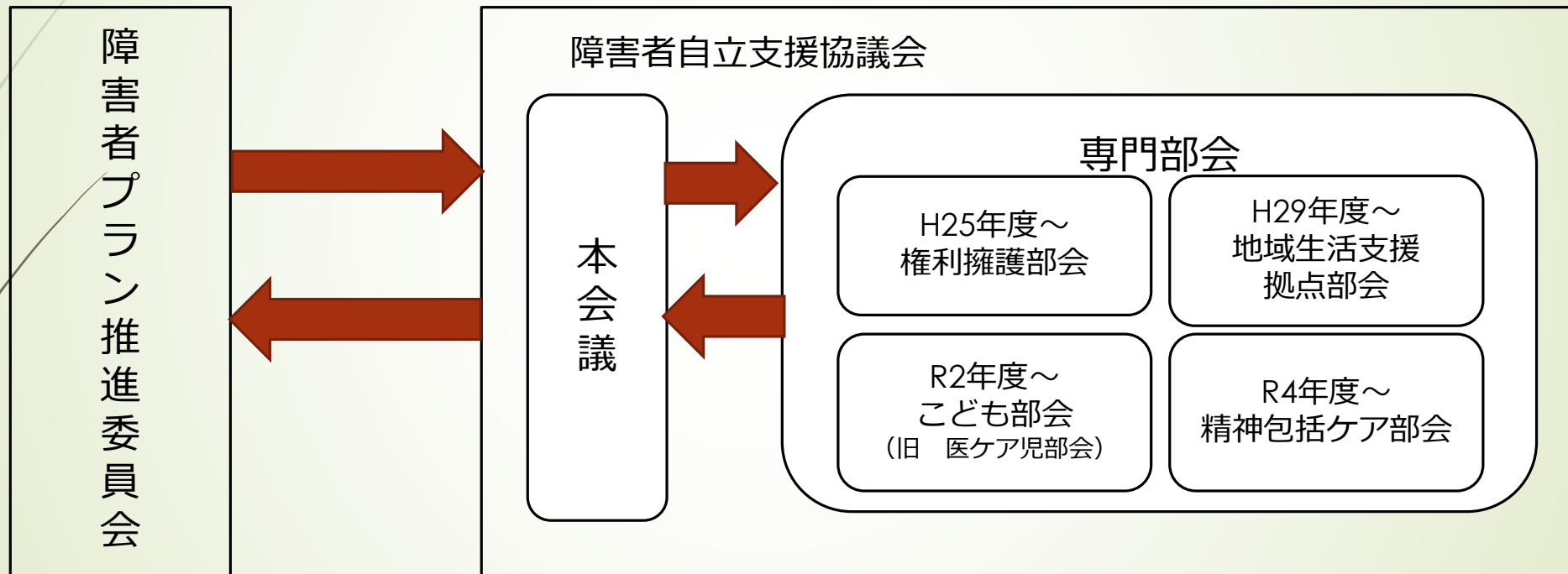
- ①共通の目的を持つ
- ②情報の共有
- ③具体的に協働する
- ④地域の関係者によるネットワークを構築する

<地域自立支援協議会の機能>

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

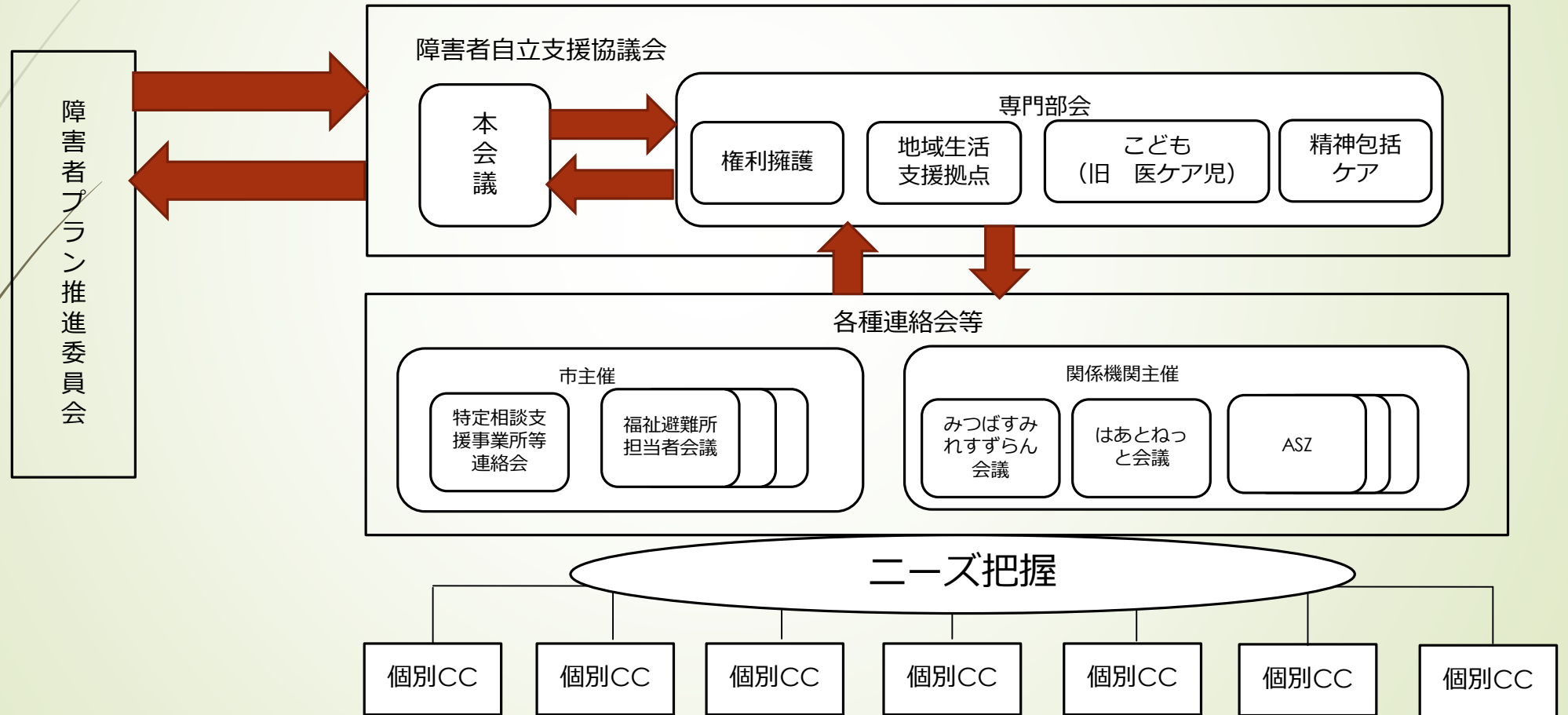
3. 障害者自立支援協議会について (3)

【イメージ図】



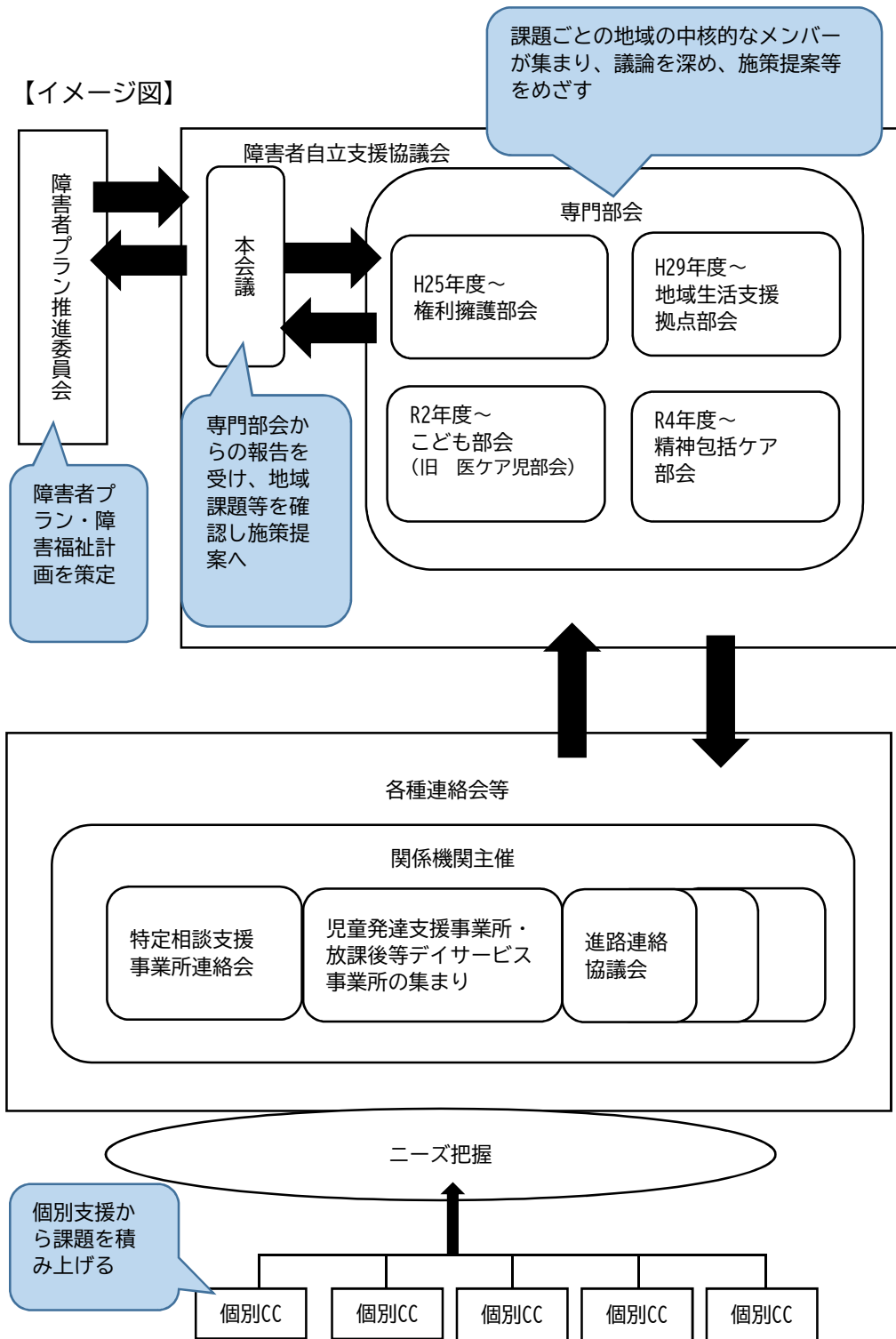
3. 障害者自立支援協議会について (4)

【イメージ図】



R5年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR6年度計画

<障害者自立支援協議会の所掌事務>
 (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 (2) 障害者等への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
 (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。



	R5年度	R6年度
権利擁護部会	<p><部会設置の根拠> 障害者差別解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」の位置づけ</p> <p><主な議題・実施内容> ●R6.1.24開催、「障害者差別解消法に係る報告について」「障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討」「権利擁護研修」</p> <p><委員からの意見・感想等> 合理的配慮が民間事業所も義務化となるが、啓発活動はどのように実施するのか。一般企業向けに権利擁護の研修ができればいいのでは。虐待の通報先について。</p>	<p><今後の課題> 自立支援協議会として、市内事業所に対して権利擁護研修を実施してはどうか。</p> <p><計画等> 引き続き事例の検討は行いつつ、会議体の方向性及び事業の情報共有及び構成機関等への提言、解決を後押しするための協議まで行いたい。向陽園で実施する研修会に部会として見学や参加をさせていただく予定。</p>
	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p><主な議題・実施内容> ●R5.7.28開催「委員の変更及び部会長・副部会長の選出について」「障害福祉関係者交流会の報告」「施設見学会の検討について」 ●R6.2.6開催「地域生活支援拠点等の評価について」「地域生活支援拠点部会の活動報告」「特定相談支援事業所連絡会での協議内容の報告」</p> <p><委員からの意見・感想等> 「障害福祉関係者交流会は、今後も期待。課題がぼやけてしまわぬよう、分野ごとに開かれることも検討必要」「拠点の評価について、どこが何の事業種別や機能を担っているかわかると評価しやすい。」「拠点登録のある事業所からの好事例報告が上がったが、このようなつながりが増えるといい」「次年度、基幹相談支援センターの設置に向けて、相談支援事業所連絡会と市が連携することが非常に重要」</p>	<p><今後の課題> 引き続き、基幹相談支援センター設置に向けて、相談支援事業所連絡会と連携をとる。地域生活支援拠点等事業に登録し、得た評価を事業の充実につなげる。顔の見える関係作りに重きを置きつつ、課題を明確にした場としての交流会を行う。</p> <p><計画等> 1回目：基幹相談支援センター設置に向けた情報共有や課題・流れの周知等。関係者交流会の今後のあり方について意見交換。 2回目：地域生活支援拠点に登録している事業所の評価。基幹相談支援センターに関する相談支援事業の報告。</p>
子ども部会	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(5) 障害児支援の提供体制の整備等</p> <p><主な議題・実施内容> ●R5.8.23開催「委員の変更について」「医療的ケア児の支援について」「国及び県の動向について」「今後の子ども部会について」・啓発を目的としたシンポジウム等の実施の検討 ●R6.3.27開催「医療的ケア児の支援について」「国及び県の動向について」「今後の子ども部会について」・医ケア児等支援センター、教育局から医療的ケア体制充実事業について、来年度中に実施予定の啓発事業の説明</p> <p><委員からの意見・感想等> 医療的ケア児の就学後を踏まえた支援、就学後の課題に関して市としての対応が必要と思われる。また、グレーゾーンの児童を評価し、必要なサービスにつなぐ機関が公的に必要ではないか。インクルージョンの推進に関して、シンポジウム等を活用することがよいのでは。</p>	<p><今後の課題> 医療的ケア児の支援について、コーディネーターの活用も踏まえ、災害時個別支援計画作成を進める。障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。啓発による効果を見ていく。</p> <p><計画等> 令和6年度前半に、啓発事業の実施をする。結果の評価。前年度までの意見をふまえ、今後の部会としての取組内容の協議を行う。</p>
	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p><主な議題・実施内容> ●R5.7.24開催「委員の変更及び副部会長の選任について」「障害福祉関係者交流会の報告について」「今後の精神包括ケア部会について」 ●R6.1.29開催「目標設定について」「目標に向けた具体的な取り組みについて」</p> <p><委員からの意見・感想等> 「病院との連携が必要」「課題の抽出のため、長期入院患者の退院促進を進めた方がいい」「在宅で生活している当事者意見の抽出も必要」</p>	<p><今後の課題> 退院促進について協議していく。入院患者以外の当事者意見の抽出方法について協議していく。</p> <p><計画等> 1回目では長期入院患者の退院促進について協議を行い、目標の設定を行う。2回目では評価を行いたい。</p>

第6期障害福祉計画等進行管理シート(基本目標)2021(R3)~2023(R5)

令和5(2023)年度の目標設定(計画書P42~54)

基本目標1 福祉施設入所からの地域生活への移行

①入所施設の入所者の地域生活への移行

区分	数値
地域生活移行者数	5人

②入所施設の入所者数

施設入所者の削減数については、県では数値目標を設定しないこととしており、本市でも同様とします。

令和3(2021)年度の進捗・課題等	関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応している。今後においても、地域生活移行者への適切な支援を継続して行っていく。(令和3年度実績なし)
次年度以降の展望等	引き続き、個別のケースごとに適切な支援を行うとともに、地域生活移行に関する支援について、国・県の動向を注視し、先進事例等について調査していく。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応している。今後においても、地域生活移行者への適切な支援を継続して行っていく。(令和4年度実績なし)
次年度以降の展望等	引き続き、個別のケースごとに適切な支援を行うとともに、地域生活移行に関する支援について、国・県の動向を注視し、先進事例等について調査していく。
令和5(2023)年度の進捗・課題等	令和5年度末までの地域生活への移行は目標を達成することができなかった(0人)。関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応していき、地域生活移行を目指した支援を継続して行っていく必要がある。
次年度以降の展望等	引き続き、個別のケースごとに適切な支援を行うとともに、地域生活移行に関する支援について、国・県の動向を注視し、先進事例等について調査していく。

基本目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	検討	2回	2回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	検討	16人	16人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	検討	目標設定 有り 2回	目標設定 有り 2回
④ 精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
⑤ 精神障害者の地域定着支援の利用者数	7人	7人	7人
⑥ 精神障害者の共同生活援助の利用者数	15人	15人	15人
⑦ 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

令和3(2021)年度の進捗・課題等	保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を令和4年7月に新規設置するための準備を行った。また、精神障害者の各サービス利用者は数値目標を達成している。(地域移行支援2人、地域定着支援14人、共同生活援助53人、自立生活援助1人)
次年度以降の展望等	令和4年度に障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を立ち上げ、地域の関係者による協議を行い、適切な支援方法の検討を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を令和4年7月に設置し、地域の関係者による協議を行い、市の現状等について情報共有を図った。(①2回、②15人、③検討、④2人、⑤10人、⑥54人、⑦4人)
次年度以降の展望等	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市としての目標の設定や評価の実施等について、関係者と協議を行いながら検討していく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」にて地域の保健、医療及び福祉関係者と精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行った。また、市の現状等について情報共有を図った。(①2回、②13人、③目標設定済、評価方法検討中、④2人、⑤9人、⑥61人、⑦5人)
次年度以降の展望等	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院患者の退院促進について協議し、支援方針の検討、支援の実施、評価を行う。

基本目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市では、地域における複数の機関がそれぞれの機能を担う面的整備型を目指すこととしており、現在、それぞれの機能の個別の体制は整いつつありますが、全体としての地域生活支援拠点等の体制は、未整備となっています。今後、障害者自立支援協議会専門部会(地域生活支援拠点部会)において、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

令和3(2021)年度の進捗・課題等	地域生活支援拠点等の整備として、令和4年4月1日より朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始する準備を行った。今後、障害者自立支援協議会専門部会「地域生活支援拠点部会」において評価等を行っていく。
次年度以降の展望等	令和4年度に朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始し、障害者自立支援協議会専門部会「地域生活支援拠点部会」において検証・検討を行い、機能の充実を図る。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	令和4年度から朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始し、市内事業所5か所が登録している状況である。障害者自立支援協議会専門部会「地域生活支援拠点部会」において、運用状況の検証及び評価を実施した。
次年度以降の展望等	令和4年度から朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始したものの、登録事業所が5か所であることから、事業所を増やしていくとともに、評価等についても継続的に実施していく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	地域生活支援拠点等の機能の充実を図ること、登録事業所を増やすことを目的として、市内障害福祉関係者を対象に、「障害福祉関係者みんなで考える交流会」を実施。そこで出た課題等の検討を専門部会で協議した。また、登録事業所は9か所に増え、5つの機能すべてを補完している。
次年度以降の展望等	緊急時の受入れ・対応の機能に登録している事業所が1か所しかなく、障害者及び事業所の利活用を促進するためにあんしんシートを作成し、緊急時に困らない体制づくりの強化を図る。また、専門部会での事業の評価等も継続的に実施していく。

基本目標4 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

区分	数値
①令和5(2023)年度中に福祉施設から一般就労へ移行する者	23人

②就労定着支援事業の利用者数

区分	数値
②令和5(2023)年度中に一般就労に移行した者の就労定着支援事業利用者数	18人

- ③就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行
④就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行
⑤就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行

区分	数値
③令和5(2023)年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者	21人
④令和5(2023)年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行する者	3人
⑤令和5(2023)年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行する者	1人

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

区分	数値
⑥令和5(2023)年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	2か所

令和3(2021)年度の進捗・課題等	障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行った。今後、市内事業所とも連携し、一般就労への移行について、継続した支援を行っていく。(令和3年度①15人、②10人、③12人、④3人、⑤0人)
次年度以降の展望等	障害者就労支援センターと緊密に連携し、ケースごとに柔軟な就労支援を実施し、適切な支援を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行った。今後、市内事業所とも連携し、一般就労への移行について、継続した支援を行っていく。(令和4年度①34人、②20人、③31人、④2人、⑤1人、⑥2か所)
次年度以降の展望等	障害者就労支援センター及び事業所と連携し、ケースごとに柔軟な就労支援を実施し、適切な支援を行う。
令和5(2023)年度の進捗・課題等	障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行った。令和5年度実績として、①16人、②14人、③18人、④0人、⑤2人、⑥2か所となり、一部目標を達成することができた。福祉施設からの一般就労への移行については、今後の継続的な支援が課題となっている。
次年度以降の展望等	障害者就労支援センター及び事業所と連携し、ケースごとに柔軟な就労支援を実施し、適切な支援を行う。

基本目標5 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

区分	数値等
令和5(2023)年度末までの児童発達支援センターの設置	1か所 (達成済)
令和5(2023)年度末までの保育所等訪問支援の利用体制の構築	体制有 (達成済)

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

区分	数値
令和5(2023)年度末までの児童発達支援事業所の設置数	1か所 (達成済)
令和5(2023)年度末までの放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

区分	数値
令和5(2023)年度末までの協議の場の設置	1か所 (達成済)
令和5(2023)年度末までのコーディネーターの配置	3か所

令和3(2021)年度の進捗・課題等	令和3年度時点で、上記目標は達成できている。次年度以降も、関係機関との連携、各施設施設の周知、医ケア児コーディネーターの活用等について引き続き検討を行っていく。 ※令和3年8月:②「令和5(2023)年度末までの放課後等デイサービス事業所の設置数」について、達成済。
次年度以降の展望等	令和4年度も引き続き障害者自立支援協議会専門部会「こども部会(医療的ケア児部会から改称)」を複数回行い、医療的ケア児を含めた障害児の支援について検討を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	上記目標は達成できている。障害者自立支援協議会専門部会「こども部会」を2回行い、医療的ケア児を含めた障害児の支援について検討を行った。次年度以降も、関係機関との連携、各施設施設の周知、医ケア児コーディネーターの活用等について引き続き検討を行っていく。(③コーディネーターの配置3か所達成済)
次年度以降の展望等	医療的ケア児の支援について、災害時個別支援計画の作成を進めるとともに、県の医療的ケア児等支援センターに関しての情報共有等を図っていく。障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	上記目標は達成できている。障害者自立支援協議会専門部会「こども部会」を2回開催し、医療的ケア児を含めた障害児の支援について検討を行った。次年度以降も、関係機関との連携、各施設施設の周知、医ケア児コーディネーターの活用等について引き続き検討を行っていく。(③コーディネーターの配置3か所達成済)
次年度以降の展望等	医療的ケア児の支援について、災害時個別支援計画の作成を進めるとともに、県の医療的ケア児等支援センターとも連携し情報共有等を図っていく。障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。

基本目標6 発達障害者等に対する支援

「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」、「ペアレントメンターの人数」、「ピアサポートの活動への参加人数」の見込みについては、新たに実施方法等を検討する必要があるため、数値目標の設定は行わず、令和5(2023)年度までに検討することとします。

令和3(2021)年度の進捗・課題等	県主催研修等の周知は行ったが、市による事業実施方法等の検討の機会は設けられなかった。今後、県の動向等を注視しつつ、関係各課と協力し、研修参加を促していく。
次年度以降の展望等	令和4年度には、民間事業者等で行われている事業等も調査し、職員の知識向上に努める。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	県主催研修等の周知や、民間事業者の取組を見学する等、情報収集に努めた。今後、県の動向等を注視しつつ、関係各課や民間事業者と協力し、実施方法等を検討していく。
次年度以降の展望等	令和5年度も引き続き、民間事業者等で行われている事業等も調査し、職員の知識向上に努める。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	県主催研修等の周知や、民間事業者の取組を見学する等、情報収集に努めた。また、こども未来課において、子育て支援のためのペアレントトレーニングを実施し、35人が受講した。
次年度以降の展望等	ペアレントトレーニングの実施をとおして、支援に努めると共に、ピアサポート等の情報収集に努める。

基本目標7 相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件

令和3(2021)年度の進捗等	相談支援ネットワークの質の向上のため、特定相談支援事業所等連絡会を開催した。今後も、相談資質向上のためGSV等を行っていく。(令和3年度はGSV等を7回実施)
次年度以降の展望等	引き続き、特定相談支援事業所等連絡会を開催しつつ、効率的な連携方法や会議形態等についても調査し、より良い人材育成について検討を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	相談支援ネットワークの質の向上のため、特定相談支援事業所等連絡会を開催した。今後も、相談資質向上のためGSVや事例検討等を行っていく。(令和4年度は連絡会を6回開催)
次年度以降の展望等	引き続き、特定相談支援事業所等連絡会を開催し、各相談支援事業所と連携を図るとともに、効率的な連携方法や人材育成等について検討を行う。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	相談支援ネットワークの質の向上のため、特定相談支援事業所等連絡会を開催した。今後も、相談資質向上のためGSVや事例検討等を行っていく。(令和5年度は連絡会を8回開催)
次年度以降の展望等	引き続き、特定相談支援事業所等連絡会を開催し、各相談支援事業所と連携を図るとともに、効率的な連携方法や人材育成等について検討を行う。

基本目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区分	数値
令和5(2023)年度末までの都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人

令和3(2021)年度の進捗・課題等	業務担当職員は全員研修に参加した(システム会社主催研修)。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努める。
次年度以降の展望等	国や県などの研修の際は積極的に参加し、担当職員の知識向上を図り、市内の事業所にも適切なサービスを心がけるよう働きかけていく。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	業務担当職員は全員研修に参加した(システム会社主催研修に4人参加)。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努める。
次年度以降の展望等	国や県などの研修の際は積極的に参加し、担当職員の知識向上を図り、適正支給に努めるとともに、市内の事業所にも適切なサービスを心がけるよう働きかけていく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	業務担当職員は全員研修に参加した(システム会社主催研修に4人参加)。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努める。
次年度以降の展望等	国や県などの研修の際は積極的に参加し、担当職員の知識向上を図り、適正支給に努めるとともに、報酬改定などの情報収集と情報提供により、市内事業所を支援し、サービス提供体制の向上を図る。

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

1訪問系サービス(計画書P55~61)

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	重度訪問介護については、年度途中に実利用者が減少したため、利用時間実績も減少した。行動援護については、実利用者数に変化はなかったが、新型コロナウイルスの流行が落ち着いたこともあり、利用時間が増加した。訪問系サービス合計としては実利用者数・利用時間ともに前年度実績を上回った。	今後、利用量は増加していくことを見込む。新型コロナウイルス感染症の動向により、感染対策などを講じつつ、適正なサービスを確保していくため、各事業所と連携し、よりよい支援体制について検討する。
令和4年度分 (2022年度分)	重度訪問介護については、利用頻度が減少したことで、利用時間実績も減少した。行動援護については、実利用者数に変化はなかったが、新型コロナウイルスの流行が落ち着いたこともあり、利用時間が増加した。訪問系サービス合計としては実利用者数・利用時間ともに前年度実績を下回った。	新型コロナウイルス感染症の影響が減少するに伴い、利用量の増加が見込まれる。今後も適正なサービスを確保していくため、各事業所と連携し、よりよい支援体制について検討する。
令和5年度分 (2023年度分)	居宅介護について、実利用者数がほぼ前年と変わらないのに対し、延べ利用時間は伸びており、一人当たりの支援が増加している。行動援護同行援護といった外出支援については安定した利用が継続されている。	市外の事業所情報を収集するなど、居宅介護利用希望者に対し適切なサービスを確保できるような支援体制を検討する。

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
訪問系サービス 合計 下記①~⑤	月間実利用者数 (見込)	169	177	187	161	168	175
	月間実利用者数 (実績)	143	152	159	163	160	164
	月間延利用時間 (見込)	2,247	2,354	2,487	3,525	3,659	3,799
	月間延利用時間 (実績)	2,987	3,275	4,330	4,350	3,762	4,163
①居宅介護	月間実利用者数 (見込)	/	/	/	141	148	155
	月間実利用者数 (実績)	125	134	138	140	138	137
	月間延利用時間 (見込)	/	/	/	2,787	2,921	3,061
	月間延利用時間 (実績)	2,405	2,701	2,846	2,980	2,462	2,795
②重度訪問介護	月間実利用者数 (見込)	/	/	/	2	2	2
	月間実利用者数 (実績)	1	1	3	3	3	3
	月間延利用時間 (見込)	/	/	/	288	288	288
	月間延利用時間 (実績)	113	175	1,032	859	810	788
③同行援護	月間実利用者数 (見込)	/	/	/	15	15	15
	月間実利用者数 (実績)	15	15	15	17	16	19
	月間延利用時間 (見込)	/	/	/	403	403	403
	月間延利用時間 (実績)	429	377	423	451	457	515
④行動援護	月間実利用者数 (見込)	/	/	/	3	3	3
	月間実利用者数 (実績)	2	2	3	3	3	5
	月間延利用時間 (見込)	/	/	/	47	47	47
	月間延利用時間 (実績)	40	22	29	60	33	65
⑤重度障害者等 包括支援	月間実利用者数 (見込)	/	/	/	検討	検討	検討
	月間実利用者数 (実績)	0	0	0	0	0	0
	月間延利用時間 (見込)	/	/	/	検討	検討	検討
	月間延利用時間 (実績)	0	0	0	0	0	0
その他・ 特記事項等	*訪問系サービスについては、令和元年度までは、個別サービスごとの見込無し。 *市内/市外の利用の区別なし。						

計画
↓
実施
活動指標等

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

2日中活動系サービス(計画書P62~77) 1/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたこともあり、全体的に利用量が増加した。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。	日常生活を支援するうえで欠かせないサービスであることから、制度の周知・案内を丁寧に行い、利用者個人個人にあった適切な支援を実施するため、関係機関と連携して対応する。
令和4年度分 (2022年度分)	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたこともあり、全体的に前年度と同様の状況だった。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。	新型コロナウイルス感染症の影響が減少するに伴い、利用量の増加が見込まれる。利用者個人個人にあった適切な支援を実施するため、関係機関と連携して対応する。
令和5年度分 (2023年度分)	全体的に実利用者が増加している。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。	就労支援について在宅訓練の門扉が広がったことに伴い、利用希望者が今後も増加すると思われる。利用者が希望する支援が行えるよう、関係機関と連携して対応する。

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(1)生活介護	月間実利用者数 (見込)	163	167	172	186	202	219
	月間実利用者数 (実績)	168	159	183	185	190	200
	月間延利用日数 (見込)	3,586	3,674	3,784	4,092	4,444	4,818
	月間延利用日数 (実績)	3,487	3,428	3,585	3,746	3,816	3,879
(2)自立訓練 (機能訓練)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	0	1	1	1	1	1
	月間延利用日数 (見込)	22	22	22	22	22	22
	月間延利用日数 (実績)	0	0.5	3	14	1	19
(3)自立訓練 (生活訓練)	月間実利用者数 (見込)	23	23	24	38	41	44
	月間実利用者数 (実績)	19	32	35	29	25	27
	月間延利用日数 (見込)	506	506	528	836	902	968
	月間延利用日数 (実績)	263	445	469	405	385	338
(4)就労移行支援	月間実利用者数 (見込)	50	55	60	40	42	44
	月間実利用者数 (実績)	46	36	55	60	51	63
	月間延利用日数 (見込)	1,100	1,210	1,320	880	924	968
	月間延利用日数 (実績)	787	659	967	1,088	907	1,119
(5)就労継続支援 (A型)	月間実利用者数 (見込)	18	19	21	13	15	18
	月間実利用者数 (実績)	17	9	12	11	13	14
	月間延利用日数 (見込)	396	418	462	286	330	396
	月間延利用日数 (実績)	326	166	213	195	229	224
(6)就労継続支援 (B型)	月間実利用者数 (見込)	138	143	148	156	158	160
	月間実利用者数 (実績)	142	150	157	165	194	203
	月間延利用日数 (見込)	3,036	3,146	3,256	3,432	3,476	3,520
	月間延利用日数 (実績)	2,549	2,548	2,527	2,765	3,184	3,272
その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。						

計画
↓
実施

活動指標等

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

2日中活動系サービス(計画書P62~77) 2/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	一枚目に記載	一枚目に記載

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(7)就労定着支援	月間実利用者数(見込)	6	7	8	15	16	17
	月間実利用者数(実績)	6	12	13	18	30	37
(8)療養介護	月間実利用者数(見込)	14	14	14	16	17	18
	月間実利用者数(実績)	14	14	14	13	10	11
(9)短期入所(福祉型)	月間実利用者数(見込)	25	27	29	37	42	48
	月間実利用者数(実績)	28	28	16	18	17	30
	月間延利用日数(見込)	230	248	266	370	420	480
	月間延利用日数(実績)	295	271	203	172	136	213
(9)短期入所(医療型)	月間実利用者数(見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数(実績)	0	1	1	1	1	1
	月間延利用日数(見込)	5	5	5	5	5	5
	月間延利用日数(実績)	0	5	2	3	5	6
(10)自立生活援助	月間実利用者数(見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数(実績)	0	0	0	0	2	3
その他・特記事項等	*「第6期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」等に基づき、利用日数等を設定していない項目があります。 *市内/市外の利用の区別なし。						

計画
↓
実施

活動指標等

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

3居住系サービス(計画書P78~80)

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	居住系サービスのニーズは継続的にあると考えられるため、設立希望の団体等からの相談には丁寧に対応し、計画との整合性を図りながら、地域においての生活の支援を図る。
令和4年度分 (2022年度分)	共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	今後の地域生活への移行を鑑みると、共同生活援助の必要性が増加することが予想される。設立希望の団体等からの相談には丁寧に対応し、計画との整合性を図りながら、地域においての生活の支援を図る。
令和5年度分 (2023年度分)	共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	今後の地域生活への移行を鑑みると、共同生活援助の必要性が増加することが予想される。設立希望の団体等からの相談には丁寧に対応し、計画との整合性を図りながら、地域においての生活の支援を図る。

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。						
		区分	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
	(1)共同生活援助(グループホーム)	月間実利用者数(見込)	32	33	34	67	74	81
		月間実利用者数(実績)	40	49	64	79	102	113
	(2)施設入所支援	月間実利用者数(見込)	85	86	87	94	102	110
		月間実利用者数(実績)	82	81	87	87	87	86
	その他・特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

4相談支援(計画書P81~82)

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	計画相談支援・地域定着支援ともに利用者数が増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	新型コロナウイルス感染症の影響は比較的少ないサービスとなっており、潜在的なニーズも多く、今後も着実に利用が増加していくと考えられるため、関係機関と連携し、迅速に対応する。
令和4年度分 (2022年度分)	計画相談支援は前年度より利用者数が増加、地域定着支援は前年度と同様の利用者数であった。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	潜在的なニーズも多く、今後も着実に利用が増加していくと考えられるため、関係機関と連携し、相談支援の充実を目指していく。
令和5年度分 (2023年度分)	障害福祉サービス利用者が増加したことにより、計画相談支援実利用者も増加している。しかしながらセルフプラン率も増加している状況。計画相談支援の利用希望者を事業所につなげる支援方法を検討を行っていく。	潜在的なニーズも多く、今後も着実に利用が増加していくと考えられるため、関係機関と連携し、相談支援の充実を目指していく。

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。							
		区分	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	
		(1)計画相談支援	月間実利用者数 (見込)	181	198	218	186	202	219
			月間実利用者数 (実績)	172	184	199	210	221	234
		(1)地域移行支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
			月間実利用者数 (実績)	0	1	0	0	1	1
		(1)地域定着支援	月間実利用者数 (見込)	17	22	27	8	10	13
			月間実利用者数 (実績)	9	5	6	9	9	7
		その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

5障害のある児童への支援(計画書P83~92) 1/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、障害児の通所等については、着実に利用量が伸びている。引き続き、適切な支援を行うとともに、適正なサービス提供を実施する。 (保育課) 障害児の利用希望人数は増加傾向にあり、令和4年度以降においても児童の受け入れ体制を整えていく必要がある。	障害児のサービス利用量については、年々増加の一途をたどっている。今後、必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。
令和4年度分 (2022年度分)	全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が伺える。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。 (保育課) 昨年度に引き続き、障害等の配慮が必要な児に職員の追加配置をして受け入れた民間園に対し補助金を交付した。加配児童数の増加傾向が著しいので次年度以降に向けて補助金の交付を継続するほかにも受入の態勢を整えることが課題である。放課後等デイサービスの充実などにより利用者が減少するなど事業の維持が困難になったことから障害児放課後児童クラブ管理運営事業を令和4年度末をもって廃止した。障害のある児童を受け入れ、専任の職員を配置した民間放課後児童クラブに対し補助金を交付した。	障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。また、インクルーシブ保育の実施など、療育と保育の連携についても、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。
令和5年度分 (2023年度分)	全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が伺える。児童発達支援センターができたことにより、障害児だけでなく保護者の支援を行えるようになった。 (保育課) 昨年度に引き続き、障害等の配慮が必要な児童に職員の追加配置をして受け入れた民間園に対し補助金を交付した。加配児童数の増加傾向が著しいので次年度以降に向けて補助金の交付を継続し、人員不足の民間園について受入の態勢を整えるよう促すことが課題である。	障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。児童発達支援センターと協働し、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。 (保育課) 加配を必要とする児童は今後も増加が予想される。各関係機関と連携するほか、インクルーシブ保育の実施を進め、必要な支援を行えるよう努める。また、障害児保育の枠組みについても現状に合った内容に見直しを行う。

*第6期計画は令和3年度からです。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
(1)障害児通所支援 ①児童発達支援	月間実利用者数(見込)	150	180	216	228	267	312
	月間実利用者数(実績)	124	167	199	235	277	320
	月間延利用日数(見込)				1,824	2,136	2,496
	月間延利用日数(実績)	944	1,293	1,464	1,951	2,252	2,618
(1)障害児通所支援 ②医療型児童発達支援	月間実利用者数(見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数(実績)	0	0	0	0	0	0
	月間延利用日数(見込)				8	8	8
	月間延利用日数(実績)	0	0	0	0	0	0
(1)障害児通所支援 ③放課後等デイサービス	月間実利用者数(見込)	213	255	306	224	250	279
	月間実利用者数(実績)	155	180	211	268	355	422
	月間延利用日数(見込)				2,688	3,000	3,348
	月間延利用日数(実績)	1,857	2,147	2,412	3,159	4,060	4,546
(1)障害児通所支援 ④保育所等訪問支援	月間実利用者数(見込)	1	1	1	16	20	24
	月間実利用者数(実績)	2	6	14	32	45	57
	月間延利用日数(見込)				32	40	48
	月間延利用日数(実績)	2	15	24	37	47	64
(2)居宅訪問型児童発達支援	月間実利用者数(見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数(実績)	0	1	0	0	1	1
	月間延利用日数(見込)				15	15	15
	月間延利用日数(実績)	0	14	15	0	3	3
(4)障害児相談支援 ①障害児相談支援	月間実利用者数(見込)	78	85	93	144	168	196
	月間実利用者数(実績)	76	105	129	163	201	209
(4)障害児相談支援 ②医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数見込	配置人数(見込)	検討	検討	検討	4	4	4
	配置人数(実績)	2	4	4	4	6	8
その他・特記事項等	* (3)障害児入所支援は県事業につき目標設定なし。その他一部の項目については、令和2年度まで月間延利用日数の見込設定なし。 * 市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

5障害のある児童への支援(計画書P83~92) 2/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	一枚目に記載	一枚目に記載

(5)障害児通所支援 障害のある子ども・子育て支援等(教育・保育)
*第6期計画は令和3年度からです。

施設名	平成30年度 2018年度		令和元年度 2019年度		令和2年度 2020年度	
	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)
1 保育所	63	71	71	74	71	74
(上記利用実績)	74	71	76	99	83	104
2 認定こども園	-	-	-	-	-	-
(上記利用実績)	0	0	4	4	3	4
3 放課後児童健全育成事業	20	20	20	20	20	20
(上記利用実績)	23	23	32	32	28	28
4 幼稚園	10	10	10	10	10	10
(上記利用実績)	23	23	11	11	19	19
5 特定地域型保育事業	5	17	5	22	5	22
(上記利用実績)	1	1	1	23	5	25
6 認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	0
(上記利用実績)	0	0	0	0	0	0
施設名	令和3年度 2021年度		令和4年度 2022年度		令和5年度 2023年度	
	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)
1 保育所	80	105	80	105	80	105
(上記利用実績)	95	106	119	119	126	126
2 認定こども園	1	4	2	4	2	4
(上記利用実績)	8	8	9	9	8	8
3 放課後児童健全育成事業	29	29	29	29	29	29
(上記利用実績)	29	29	29	29	49	49
4 幼稚園	10	10	10	10	10	10
(上記利用実績)	23	23	22	22	10	10
5 特定地域型保育事業	5	27	5	27	5	27
(上記利用実績)	8	27	8	28	10	26
6 認可外(地方単独事業)	-	-	-	-	-	-
(上記利用実績)	-	-	-	-	-	-
その他・ 特記事項等	すべて年間実人数。 「3 放課後児童健全育成事業」…子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の実人数。 「4 幼稚園」…私学助成の対象である幼稚園を含む。 「5 特定地域型保育事業」…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。 「6 認可外(地方単独事業)」…地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。					

計画
↓
実施
活動指標等

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

6地域生活支援事業(計画書P93~112) 1/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	令和2年度に比べ、全体的に利用実績は増加しているが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っていない。引き続き新型コロナウイルス感染症の影響があると思われる。また、レクリエーション事業も新型コロナウイルス感染症で中止となっており、感染症対策を行いながらの事業継続が課題となっている。	新型コロナウイルス感染症の影響が収まりつつある中、社会参加に関しての支援を適切に行っていくとともに、新型コロナウイルス感染症等を踏まえた上で、安全に事業を行っていくために、様々な事例を調査する。
令和4年度分 (2022年度分)	令和3年度に比べ、全体的に利用実績は増加している。また新型コロナウイルス感染症の影響は強くあったものの、回復傾向にある。今後は新型コロナウイルス感染症への対応変化を見据えた事業実施が課題となっている。	新型コロナウイルス感染症に対する社会情勢の変化をとらえ、適切な事業実施に向けた対応を調査検討する。
令和5年度分 (2023年度分)	前年度に比べ、移動支援事業、ふれあいスポーツ大会において増加が見られ、外出やレクリエーションなど新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった部分において、影響からの脱却が見られた。	新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が大きく変わった結果、需要状況にも変化が見られることから、今後、需要を踏まえた適切な事業実施を検討する。

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
意思疎通支援事業 (手話通訳者・ 要約筆記派遣事業)	年間手話通訳者派遣 利用件数見込(件)	760	770	780	500	600	700
	上記利用実績(件)	546	603	423	479	525	464
	年間要約筆記者派遣 利用件数見込(件)	3	4	5	12	14	16
	上記利用実績(件)	4	12	7	21	6	7
	年間手話通訳者 派遣人数見込(人)	720	720	740	600	700	800
	上記利用実績(人)	696	734	464	567	623	548
	年間要約筆記者 派遣人数見込(人)	12	13	14	12	14	16
	上記利用実績(人)	12	24	12	35	12	14
日常生活用具給 付等事業	①介護・訓練支援用具 (件)	2	2	2	5	5	5
	上記利用実績(件)	6	4	6	10	5	6
	②自立生活支援用具 (件)	15	15	15	17	17	17
	上記利用実績(件)	22	13	9	11	14	8
	③在宅療養等支援用具 (件)	10	10	10	18	18	18
	上記利用実績(件)	15	20	21	9	9	11
	④情報・意思疎通支援 用具(件)	36	36	36	25	25	25
	上記利用実績(件)	18	25	23	28	24	17
	⑤排せつ管理支援用具 (件)	1,374	1,374	1,374	1,700	1,700	1,700
	上記利用実績(件)	1,604	1,634	2,453	1,904	2,146	2,162
移動支援事業	利用者数見込(人)	96	100	104	96	98	100
	上記利用実績(人)	96	92	70	73	72	101
	延べ利用時間見込(時間)	17,805	18,161	18,524	16,608	16,854	17,300
	上記利用実績(時間)	16,453	14,972	13,300	15,177	15,467	16,404
その他・ 特記事項等	*地域生活支援事業のうち主な事業を掲載。見込み・実績いずれも4月利用分から3月利用分まで1年分を原則としている。 *市内/市外の利用の区別なし。						

計画
↓
実施
活動指標等

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

6地域生活支援事業(計画書P93~112) 2/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	一枚目に記載	一枚目に記載

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。							
		区分	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	
		地域活動支援センター事業	1日平均実利用者数見込(人) ()内は市外にある地活の利用者	40 (2)	40 (2)	40 (2)	20	20	20
			上記利用実績(人) ()内は市外	18 (1)	17 (1)	14 (0)	15 (0)	14 (0)	12 (0)
			通所か所数見込(か所) ()内は市外にある地活の利用か所数	5 (1)	5 (1)	5 (1)	3	3	3
			上記利用実績(か所) ()内は市外 ※さいたまダルク別掲	4 (1)	3 (1)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
		日中一時支援事業	月間実利用者数見込(人)	15	16	17	12	12	12
			上記利用実績(人)	21	12	4	5	10	6
		スポーツ・レクリエーション教室 開催等	ふれあいスポーツ大会 参加人数見込(人)	270	270	270	280	280	280
			上記利用実績(人)	261	287	—	—	93	123
スポーツ・レクリエーションの集い 参加人数見込(人)	270		270	270	130	140	150		
上記利用実績(人)	91		122	—	—	—	—		
その他・ 特記事項等	*地域生活支援事業のうち主な事業を掲載。見込み・実績いずれも4月利用分から3月利用分で1年分を原則としている。 *市内/市外の利用の区別なし。								

概要版

第 6 次朝霞市障害者プラン 第 7 期朝霞市障害福祉計画・ 第 3 期朝霞市障害児福祉計画

■第 6 次朝霞市障害者プラン

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

■第 7 期朝霞市障害福祉計画・第 3 期朝霞市障害児福祉計画

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度



©むさしのフロントあさか

令和 6（2024）年 3 月

朝霞市



Uni-Voice

計画策定に当たって

障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第6次朝霞市障害者プラン（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）」及び「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）」を策定します。

計画策定の主なポイント

本計画の策定に当たっては、以下の動向等を踏まえて策定しました。

- (1) **第5次障害者基本計画（国）**
都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の基本となる計画（令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで）
- (2) **障害者総合支援法等の改正**
都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画及び市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠法の改正（令和6（2024）年4月1日から施行（一部を除く））
- (3) **基本指針の改正（国）**
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に係る、国の基本指針の一部改正

計画の基本的な考え方

基本理念

**誰もがお互いに尊重し合い
地域で共に生きる社会の実現**

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。



第6次朝霞市障害者プラン

基本目標

基本目標1

共生社会の実現を目指す

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人とない人が共に生きる共生社会を実現します。

基本目標2

地域生活を充実し、社会参加を支援する

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

基本目標3

就労を支援する

障害のある人の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。

また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

基本目標4

共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）とない児童が共に学び、交流する機会を通じて、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

基本目標5

安心・安全な暮らしをつくる

安心・安全な生活環境の整備に向け、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。

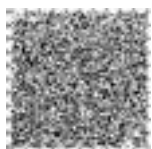
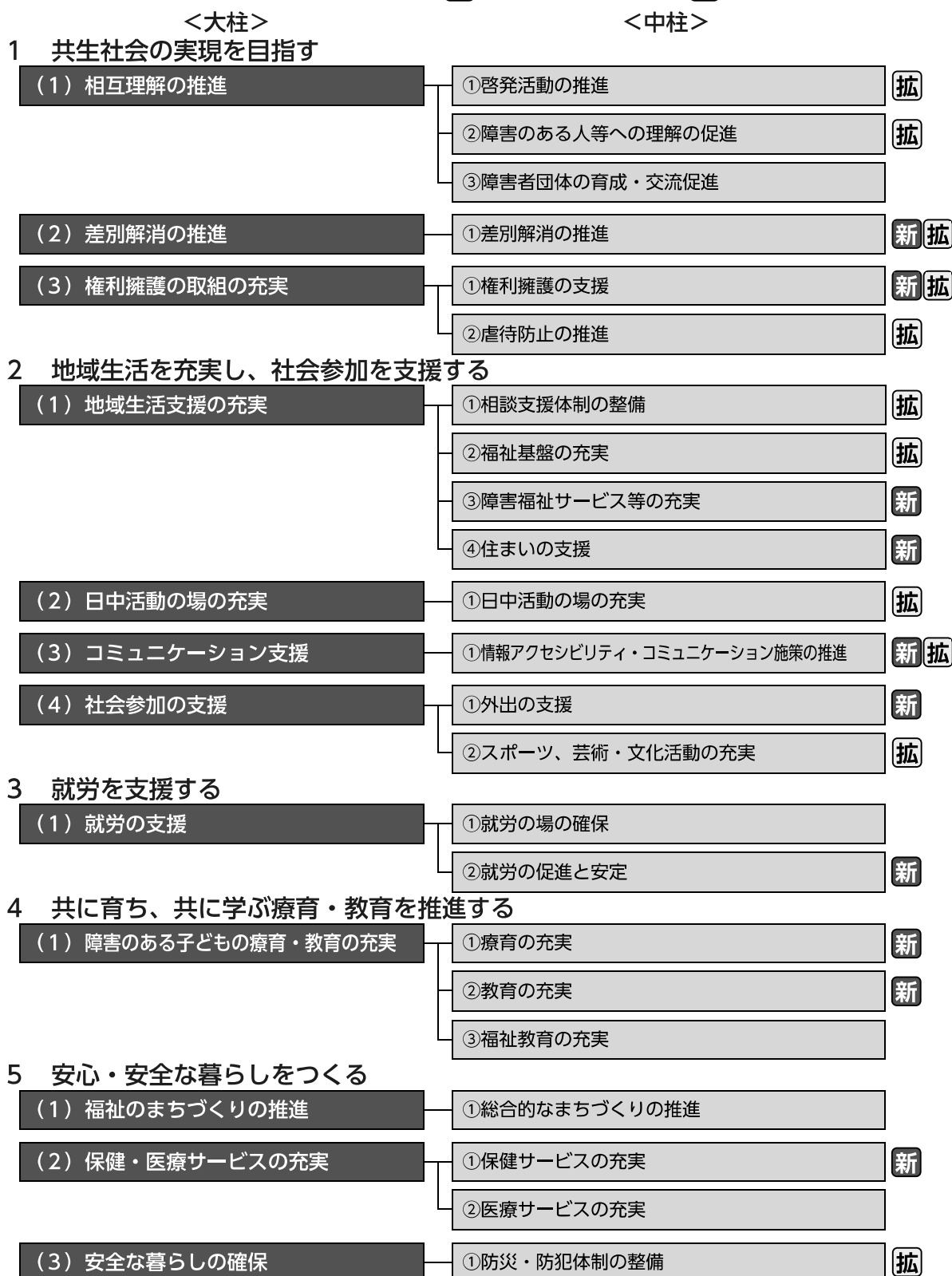
保健・医療では、健診や専門相談の充実等により障害の早期発見体制の強化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機関との連携を強化します。

また、障害のある人を災害や犯罪、事故から守るため、地域の防災・防犯対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。



施策の体系

新：新規施策を含む **拡**：拡充施策を含む



第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画

令和8（2026）年度の目標設定

基本目標1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。

区 分	数 値
地域生活移行者数	6人

基本目標2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	29人	32人	36人

新規

基本目標3

地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。

基本目標4

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実し、就労移行支援等を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

区 分	数 値
令和8（2026）年度中に福祉施設から一般就労に移行する者	20人
令和8（2026）年度の就労定着支援事業の利用者数	26人
令和8（2026）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	16人



基本目標5

障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童等のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、地域子育て拠点、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	2回	2回	2回
医療的ケア児コーディネーターとの協議の実施	1回	1回	1回

基本目標6

発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制を確保します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】・実施者数【支援者】	受講者：25人 実施者：3人	受講者：25人 実施者：3人	受講者：25人 実施者：3人

基本目標7

相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	検討	検討	検討
事例検討の実施回数（頻度）	3回	3回	3回
事例検討の参加事業者（機関）数	12事業者	12事業者	12事業者
協議会の専門部会の設置数	4か所	4か所	4か所
専門部会の実施回数（頻度）	7回	7回	7回

新規

基本目標8

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。



サービス等の内容

障害福祉サービス

1 訪問系サービス	(1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 同行援護	(4) 行動援護 (5) 重度障害者等包括支援
2 日中活動系サービス	(1) 生活介護 (2) 自立訓練（機能訓練） (3) 自立訓練（生活訓練） (4) 就労選択支援【新規】 (5) 就労移行支援 (6) 就労継続支援（A型）	(7) 就労継続支援（B型） (8) 就労定着支援 (9) 療養介護 (10) 短期入所 (11) 自立生活援助
3 居住系サービス	(1) 共同生活援助（グループホーム）	(2) 施設入所支援
4 相談支援	(1) 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）	
5 障害のある児童への支援	(1) 障害児通所支援 ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 (2) 居宅訪問型児童発達支援 (3) 障害児入所支援 ①福祉型障害児入所施設 ②医療型障害児入所施設 (4) 障害児相談支援 ①障害児相談支援 ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (5) 障害のある児童への子ども・子育て支援等（教育・保育）	

地域生活支援事業

○必須事業

1 理解促進研修・啓発事業
2 自発的活動支援事業
3 相談支援事業
4 成年後見制度支援事業
(1) 成年後見制度利用支援事業
(2) 成年後見制度法人後見支援事業
5 意思疎通支援事業
6 日常生活用具給付等事業
7 手話通訳者等養成事業
8 移動支援事業
9 地域活動支援センター事業

○任意事業

1 日常生活支援
(1) 訪問入浴サービス
(2) 日中一時支援
2 社会参加支援
(1) レクリエーション活動等支援
3 就業・就労支援
(1) 障害者就労支援センター



その他（市の独自事業）

- (1) 福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード、自動車燃料費の補助
- (2) 紙おむつ等の支給
- (3) 配食サービス
- (4) 緊急通報システム
- (5) 難病患者見舞金の支給
- (6) 市内循環バス特別乗車証
- (7) 自動車運転免許取得費・改造費の助成
- (8) 更生訓練費給付
- (9) 身体障害者等診断書料補助金
- (10) 就職支度金の支給
- (11) 家具転倒防止器具等設置費の補助
- (12) 障害者等見守りシール交付事業
- (13) 巡回支援専門員整備（巡回相談支援）
- (14) 児童発達支援センター機能強化事業

計画の推進体制

(1) 計画の周知

広報紙やホームページへの掲載等により、情報発信や周知を図ります。

(2) 推進体制の確立

朝霞市障害者プラン推進委員会において計画の推進を図ります。

(3) 広域連携等

市単独では実施が困難な施策については、国や県、近隣市と積極的に連携を図ります。

(4) 市民等との協働

地域社会と関係機関との連携の強化及び市民の主体的な参画の促進をします。

(5) 計画の達成状況の点検と評価の実施方法

朝霞市障害者プラン推進委員会において点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。また、PDCAサイクルにより、必要があると認めるときは、本計画の変更や見直しを行います。

第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画【概要版】 令和6（2024）年3月

発行：朝霞市 編集：福祉部障害福祉課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
電話：(048) 463-1111（代表） F A X：(048) 463-1025
ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp/>

